

西海市農地マッチング支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、西海市内の農地を有効活用することにより、遊休農地の発生防止及び解消を図り、担い手の営農規模の拡大及び新規就農の促進を目的として、農地の貸借及び売買に関する情報を収集し、広く提供する西海市農地マッチング支援事業（以下「農地マッチング」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 西海市内に存する農地であつて、農地台帳にて確認できるものをいう。
- (2) 開示情報 貸出し又は売渡しを希望する農地の所在地番、地目、面積、現在の利用状況、希望貸借料等の情報で、個人が特定されないもの

(適用上の注意)

第3条 この告示は、この告示の規定により登録された農地の農地マッチング以外による取引を妨げない。

(農地の登録申請等)

第4条 農地マッチングによる農地に関する情報の登録を受けようとする所有者（以下「申請者」という。）は、西海市農地マッチング登録申請書（様式第1号）を西海市農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、農地マッチング台帳（様式第2号）に登録する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、農地マッチングに登録することができない。

- (1) 申請者が西海市暴力団排除条例（平成24年西海市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者であると認められる者であるとき。

- (2) 農地の所有者以外の者から申請があったとき。
 - (3) 農地に所有権以外の権利が設定されているとき。
 - (4) 相続登記が行われていない農地であるとき。
 - (5) 農地マッチングへの農地の登録が転用目的であると認められるとき。
 - (6) 農地が荒廃しており、復元して営農することが困難であるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、会長が適当でないと判断したとき。
- 3 会長は、前項の規定による登録の可否を農地マッチング登録（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- 4 会長は、第2項の規定により登録された開示情報を西海市ウェブサイト等に掲載し周知する。
- 5 第2項の規定により登録を受けた申請者（以下「登録者」という。）は、貸借又は売買等の契約が成立するまでの間、農地の維持管理を行うこと。
- （農地登録事項の変更の届出）

第5条 登録者は、当該登録事項に変更があったときは、西海市農地マッチング登録変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載して、会長に提出しなければならない。

（農地の登録期間）

第6条 農地マッチングへの登録期間は、農地マッチングに登録された日から5年経過後の最初の12月31日までとする。ただし、再度の登録申請を妨げるものではない。

（農地の登録抹消）

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地情報等を農地マッチング台帳から抹消するものとする。

- (1) 登録者から登録抹消の申出があったとき。
- (2) 当該農地に係る所有権の移転又は所有権以外の権利の設定がされたとき。
- (3) 申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
- (4) 前条に規定する登録期間を経過し、再登録がなかったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、会長が適当でないと判断したとき。

（利用の要件）

第8条 登録農地の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たさなければならない。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定により許可することができる見込みがある者
- (2) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会長が適当であると判断した者
(利用申請等)

第9条 利用希望者は、西海市農地マッチング借受（買受）申請書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録者及び利用希望者（以下「各当事者」という。）に西海市農地マッチング借受（買受）に関する通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（登録者と利用申込者の交渉等）

第10条 各当事者が行う登録農地の貸借、売買等の契約に関する交渉は、各当事者間で行うものとする。

- 2 前項に係る疑義及び紛争等については、各当事者間で解決するものとする。
- 3 各当事者は、西海市農業委員会事務局に第1項の交渉の結果を報告するものとする。

（契約その他の手続）

第11条 各当事者は、前条第1項の交渉により契約が成立したときは、速やかに、農地法等に基づく権利の設定又は移転に係る必要な法的手続を行わなければならない。

（農地転用の制限）

第12条 農地マッチングを利用して農地を利用する者は、当該農地を農地以外に転用してはならない。

（個人情報の取扱い）

第13条 各当事者は、農地マッチング支援事業において知り得た個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために

取得し、若しくは利用しないこと。

(2) 個人情報を毀損又は逸失することがないように適切に管理すること。

(3) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、西海市農地マッチング支援事業に関し必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

西海市農地マッチング登録申請書

西海市農業委員会会長 様

年 月 日

農地所有者 (申請者)	住所	〒		
	氏名	印	電話番号	
連絡先 (所有者と異なる場合)	氏名	(続柄:)	電話番号	

西海市農地マッチング支援事業実施要綱第4条に基づき、下記の項目について全て同意した上で、農地の譲渡・貸出しを希望しますので、農地マッチング登録を申請します。

記

- 登録した農地情報等は、申請者の氏名、住所及び連絡先等の個人情報を除き、ウェブサイト等を通じて公開します。
- 農地利用希望者に対して、申請者の住所、氏名及び電話番号の情報を提供します。
- 農業委員会は、農地に関する交渉並びに売買又は貸借の契約の媒介並びに代理をする行為には関与いたしません。
- 農地の維持管理は、売買又は貸借が成立するまでの間、申請者が行ってください。
- 個人情報の取扱いについては、下記を遵守してください。
 - 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、若しくは利用しないこと。
 - 個人情報を毀損又は逸失することがないように適切に管理すること。
 - 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。
- 下記のいずれかに該当したときは西海市農地マッチングの登録を抹消します。
 - 申請者から登録抹消の申出があったとき。
 - 当該農地に係る所有権その他の権利に移転があったとき。
 - 申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
 - 登録期間（登録日から5年経過後の最初の12月31日）を経過し、再登録がなかったとき。
- 登録した情報は、農地利用希望者に情報提供等を行います。耕作者が見つかることを約束するものではありません。

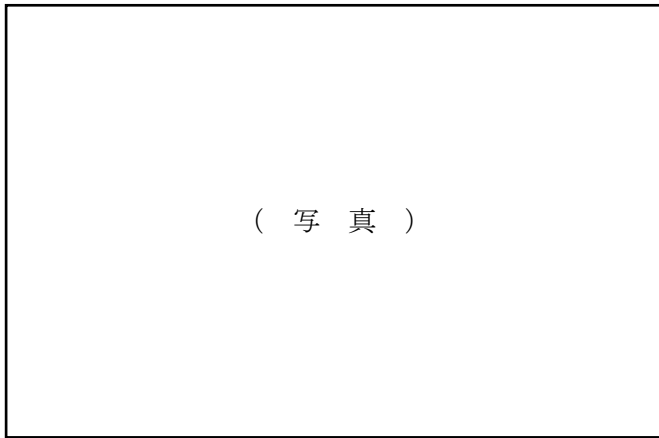
裏面に続きます

【登録農地】

No.	農地所在	地目	面積 (m ²)	利用状況	希望 条件	希望額	貸付け時条件 (売却希望のみの場合は記入不要)	備 考
1				<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 樹園地 <input type="checkbox"/> 休耕地 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 売却	<input type="checkbox"/> 賃料 円/年 <input type="checkbox"/> 使用貸借（無償） <input type="checkbox"/> 要相談 <input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 要相談	<input type="checkbox"/> 樹木の植栽不可 <input type="checkbox"/> 農業用ハウスの設置不可 <input type="checkbox"/> 法人不可 <input type="checkbox"/> 無農薬栽培不可 <input type="checkbox"/> ()	
2				<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 樹園地 <input type="checkbox"/> 休耕地 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 売却	<input type="checkbox"/> 賃料 円/年 <input type="checkbox"/> 使用貸借（無償） <input type="checkbox"/> 要相談 <input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 要相談	<input type="checkbox"/> 樹木の植栽不可 <input type="checkbox"/> 農業用ハウスの設置不可 <input type="checkbox"/> 法人不可 <input type="checkbox"/> 無農薬栽培不可 <input type="checkbox"/> ()	
3				<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 樹園地 <input type="checkbox"/> 休耕地 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 売却	<input type="checkbox"/> 賃料 円/年 <input type="checkbox"/> 使用貸借（無償） <input type="checkbox"/> 要相談 <input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 要相談	<input type="checkbox"/> 樹木の植栽不可 <input type="checkbox"/> 農業用ハウスの設置不可 <input type="checkbox"/> 法人不可 <input type="checkbox"/> 無農薬栽培不可 <input type="checkbox"/> ()	
4				<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 樹園地 <input type="checkbox"/> 休耕地 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 売却	<input type="checkbox"/> 賃料 円/年 <input type="checkbox"/> 使用貸借（無償） <input type="checkbox"/> 要相談 <input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 要相談	<input type="checkbox"/> 樹木の植栽不可 <input type="checkbox"/> 農業用ハウスの設置不可 <input type="checkbox"/> 法人不可 <input type="checkbox"/> 無農薬栽培不可 <input type="checkbox"/> ()	

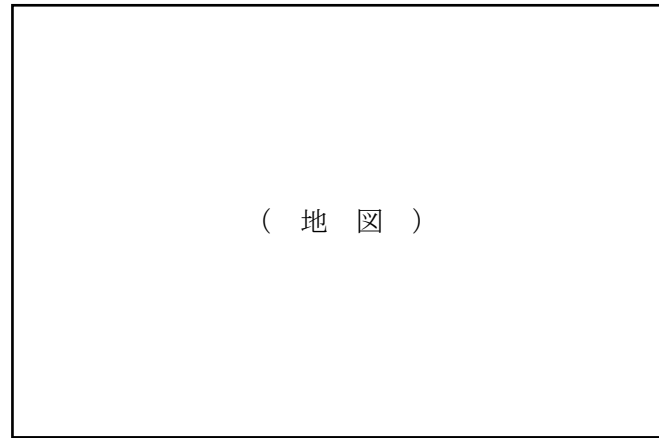
西海市農地マッチング台帳

登録番号	登録日	農地所在	地目	面積 (㎡)	利用状況	希望 条件	希望額	貸付け時条件	備 考
					<input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 樹園地 <input type="checkbox"/> 休耕地 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 売却	<input type="checkbox"/> 賃料 円/年 <input type="checkbox"/> 使用貸借（無償） <input type="checkbox"/> 要相談 <input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 要相談	<input type="checkbox"/> 樹木の植栽不可 <input type="checkbox"/> 農業用ハウスの 設置不可 <input type="checkbox"/> 法人不可 <input type="checkbox"/> 無農薬栽培不可 <input type="checkbox"/> ()	



(写 真)

(年 月 日撮影)



(地 図)

第 号
年 月 日

様

西海市農業委員会
会長 印

西海市農地マッチング登録（却下）通知書

年 月 日付で登録申請のありました農地については、下記のとおり（登録・却下）したので、西海市農地マッチング支援事業実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

なお、登録された農地の維持管理については、売買又は貸借が成立するまでの間は、登録者が行ってください。

記

登録農地番号 及び 農地所在地		登録農地番号	農地所在地
	1		
	2		
	3		
	4		
農地登録者氏名			
登録日・却下日	年 月 日		
登録期限	年 月 日		
却下の理由			

※農地登録事項に変更があったときは、遅滞なく西海市農業委員会にお知らせください。

様式第4号（第5条関係）

西海市農地マッチング登録変更届出書

年 月 日

西海市農業委員会会長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

西海市農地マッチング支援事業実施要綱第5条の規定により変更を届け出ます。

農地番号	
農地所在地	
変更内容	

西海市農地マッチング借受（買受）申請書

西海市農業委員会会長 様

年 月 日

住 所	〒	電話番号	
氏名又は名称	印	生年月日	(歳)
メール アドレス			

西海市農地マッチング支援事業実施要綱第9条第1項に基づき、下記の項目について全て同意した上で、農地の買受・借受を希望しますので、申請します。

記

1. 西海市農地マッチングの利用を希望する者（以下「農地利用希望者」という。）は、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。
 - (1) 農地法第3条の許可要件を満たす見込みである者
 - (2) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人
2. 農業委員会は、農地利用希望者が上記の要件を満たすか確認し、要件を満たすと認めたときは、農地所有者に対して農地利用希望者の住所、氏名、電話番号及び希望利用条件等の裏面記載情報を提供します。
3. 農業委員会は、農地に関する交渉並びに売買又は貸借の契約の媒介並びに代理をする行為には関与いたしません。
4. 西海市農地マッチングを利用して農地を利用する者は、当該農地を農地以外に転用してはいけません。
5. 個人情報の取扱いについては、下記を遵守してください。
 - (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、若しくは利用しないこと。
 - (2) 個人情報を毀損又は逸失することがないように適切に管理すること。
 - (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。
7. 申請内容に基づき農地所有者へ情報提供等を行います。農地が見つかることを約束するものではありません。

裏面に続きます

【利用希望農地】

No.	農地番号	農地所在	地目	面積 (m ²)	希望作目	希望利用 条件	希望額	貸付け希望条件 (売買希望のみの場合は記入不要)	備 考
1						<input type="checkbox"/> 貸借	<input type="checkbox"/> 賃料 円/年 <input type="checkbox"/> 使用貸借 (無償)	<input type="checkbox"/> 樹木の植栽 <input type="checkbox"/> 農業用ハウスの設置 <input type="checkbox"/> 無農薬栽培 <input type="checkbox"/> ()	
						<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 無償		
2						<input type="checkbox"/> 貸借	<input type="checkbox"/> 賃料 円/年 <input type="checkbox"/> 使用貸借 (無償)	<input type="checkbox"/> 樹木の植栽 <input type="checkbox"/> 農業用ハウスの設置 <input type="checkbox"/> 無農薬栽培 <input type="checkbox"/> ()	
						<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 無償		
3						<input type="checkbox"/> 貸借	<input type="checkbox"/> 賃料 円/年 <input type="checkbox"/> 使用貸借 (無償)	<input type="checkbox"/> 樹木の植栽 <input type="checkbox"/> 農業用ハウスの設置 <input type="checkbox"/> 無農薬栽培 <input type="checkbox"/> ()	
						<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 無償		
4						<input type="checkbox"/> 貸借	<input type="checkbox"/> 賃料 円/年 <input type="checkbox"/> 使用貸借 (無償)	<input type="checkbox"/> 樹木の植栽 <input type="checkbox"/> 農業用ハウスの設置 <input type="checkbox"/> 無農薬栽培 <input type="checkbox"/> ()	
						<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 無償		
5						<input type="checkbox"/> 貸借	<input type="checkbox"/> 賃料 円/年 <input type="checkbox"/> 使用貸借 (無償)	<input type="checkbox"/> 樹木の植栽 <input type="checkbox"/> 農業用ハウスの設置 <input type="checkbox"/> 無農薬栽培 <input type="checkbox"/> ()	
						<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 無償		

登 録 者 様
利用希望者 様

西海市農業委員会
会長 印

西海市農地マッチング借受（買受）に関する通知書

次のとおり、登録農地について耕作希望の申請がありましたので、西海市農地マッチング支援事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。登録者及び利用希望者は速やかに交渉を行い、交渉の結果を農業委員会事務局へ報告してください。

【登録農地】

登録農地番号 及び 農地所在地	登録農地番号	農地所在地

【登録者情報】

住 所	〒		
氏 名		電話番号	

【利用希望者情報】

住 所	〒		
氏 名		電話番号	
希望作目		メール アドレス	
希望条件			